

世帯

例



父 年金収入165万円、障害者のため非課税

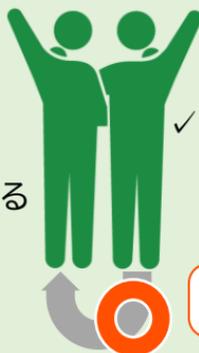
- ✓ 所得税、住民税ともに課されない ⇒ 本人は定額減税の対象外
- ✓ 年金収入により合計所得48万円超 ⇒ 子の定額減税においても扶養親族とならない



所得超過のため父を扶養できない

収入なし 非課税

子の配偶者



子

個人住民税所得割 課税者

- ✓ 所得税、住民税ともに課されない ⇒ 本人は定額減税の対象外
- ✓ 配偶者の定額減税において扶養親族等となる

- ✓ 定額減税の対象
2人(本人と配偶者) × (所得税 3万円 + 住民税 1万円)
= 8万円

扶養できる

✓ 個人住民税所得割課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

⇒ 父 が不足額給付2の給付対象となる